

# 広島市消防団長連合会規約

昭和 55 年 4 月 1 日 制 定
昭和 60 年 4 月 1 日 一部 改正
昭和 61 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 9 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 10 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 20 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 22 年 4 月 1 日 一部 改正

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 本会は、広島市消防団長連合会と称する。

### (事務局)

第 2 条 本会の事務局は、広島市中区大手町五丁目 20 番 12 号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目 的)

第 3 条 本会は、消防団の運営に関する諸般の事項について協議するとともに消防団長相互の連絡協調を図り広島市消防団の強化発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防団相互の情報交換に関する事。
- (2) 消防団の事業に対する助言及び協力に関する事。
- (3) 消防団及び消防団員並びに消防功労者の表彰に関する事。
- (4) その他、本会の目的達成のため必要な事。

## 第 3 章 組 織

### (会 員)

第 5 条 本会は、広島市消防団の団長をもって組織する。

### (役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

(1) 連合消防団長 1名

(2) 副連合消防団長 1名

(連合消防団長及びその職務)

第7条 連合消防団長は、会員が互選する。

2 連合消防団長は、広島市消防団員共済会理事長を兼務する。

3 連合消防団長は、本会を代表して会務を総理し、次に掲げる事務を処理する。

(1) 各団共通行事の調整及び立案

(2) 内規（要綱・要領・基準）等の立案

(3) 表彰候補者の選考及び実施の調整

(4) その他広島市消防団長連合会から委任された事項

(副連合消防団長)

第8条 副連合消防団長は、会員が互選する。

2 副連合消防団長は、連合消防団長を補佐し、連合消防団長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、退職した消防団長の中から、連合消防団長がこれを委嘱する。

3 顧問は、退職した消防職・団員で在職中特に功績が顕著な者の中から定例会に諮り、連合消防団長がこれを委嘱する。

4 顧問は、本会の運営上重要な事項に関し、連合消防団長の諮問に応ずる。

## 第4章 会議

(会議)

第11条 会議は、定例会及び臨時会とし、連合消防団長がこれを招集

する。

2 会議の議長は、連合消防団長がこれにあたる。

(定例会)

第12条 定例会は、年4回招集し次の事項を議決する。

- (1) 第4条に定める事業に関すること。
- (2) 事業の計画及び経過に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) その他

(臨時会)

第13条 臨時会は、緊急の事案で、定例会の開催を待つ暇のないとき、又は会員の要求があった場合招集する。

## 第5章 雜 則

第14条 本会の事務は、消防局消防団室において処理する。

(委任規定)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は、連合消防団長が定例会に諮って定める。

### 附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。